

熊本市公報

第1459号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規則

○児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則（第35号）	592
○熊本市景観条例施行規則の一部を改正する規則（第36号）	593

規 則

規 則 第 35 号

令和4年4月18日

児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

児童手当の支払に関する規則の一部を改正する規則

児童手当の支払に関する規則（昭和54年規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

規則第36号

令和4年4月27日

熊本市景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市景観条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市景観条例施行規則(平成21年規則第94号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 太陽光発電施設(建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。)

第3条に次の1号を加える。

- (4) 前条第12号の太陽光発電施設

第4条第2項中「高さが12メートル(第2条第6号に規定する工作物にあっては、20メートル)又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル」を「次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定める高さ又は面積」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条第1号から第5号まで及び第7号から第11号までに規定する工作物 高さ12メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
- (2) 第2条第6号に規定する工作物 高さ20メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル
- (3) 第2条第12号の太陽光発電施設 太陽光パネル若しくは架台を対象とした上端と下端との見付け高さ(以下「見付け高さ」という。)12メートル又はその敷地の用に供する土地の面積1,000平方メートル

第6条第1項第3号エの次に次のように加える。

- オ 第2条第12号の太陽光発電施設であって、見付け高さが1.5メートル以下で、かつ、その敷地の用に供する土地の面積が100平方メートル以下のもの

の（増築又は改築後の見付け高さが1.5メートルを超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が100平方メートルを超えるものを除く。）

様式第2号中

「

3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第4号施設（ぱちんこ屋、まあじゃん屋、その他） イ 第1項第5号施設（ゲームセンター等） ウ 第6項第4号施設（ラブホテル等）
	(2) 給油取扱所
	(3) 飲食店業を営むための施設
	(4) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設
	(5) 旅館・ホテル業を営むための施設

」

を

「

3 特定施設の種類の種類	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行うための施設 ア 第1項第4号施設（ぱちんこ屋、まあじゃん屋、その他） イ 第1項第5号施設（ゲームセンター等） ウ 第6項第4号施設（ラブホテル等）
	(2) 給油取扱所
	(3) 飲食店業を営むための施設
	(4) 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設
	(5) 旅館・ホテル業を営むための施設
	(6) その他の施設（ ）

」

に、

「
ア 新築 イ 増築 ウ 改築
エ 移転 オ 外観の変更
」

を

「
ア 新築・新設 イ 増築 ウ 改築
エ 移転 オ 外観の変更
」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第12号、第3条第4号、第4条第2項第3号及び第6条第1項第3号オの規定は、この規則の施行の日以後に着手する太陽光発電施設の建設等（景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第2号の建設等をいう。）について適用する。